

1-8

ユニットケアにおける身体拘束解除の取り組み

利用者、家族、職員の安心のためにできること

ケアの質の向上
身体拘束解除の取り組み

特別養護老人ホーム 三井陽光苑

発表者：介護職 小野寺 真哉	共同研究者：介護職 菊池 将英
所在地：東京都江東区新砂 3-3-37	共同研究者：4階北西ユニット職員
TEL：03-5632-3211	
FAX：03-5632-3212	URL：http://www.mitsuihosp.or.jp

今回の発表の施設 またはサービスの 概要	社会福祉法人三井記念病院特別養護老人ホーム三井陽光苑は 2002 年 5 月に高齢者福祉・医療の複合施設として特養 150 床、ショート 30 床、デイ 30 名、在宅介護支援センターを併設し開設。同じ敷地に別法人の老健、病院が隣接されている。
----------------------------	--

〈取り組んだ課題〉

- 施設に入居当時は不穏傾向が強く車椅子からの立ち上がりがあり、転倒要注意だったため、家族の希望でY字ベルトの拘束を行ってきました。しかし、入居当時より立ち上がり等の行為が少なくなってきた最近のK様にとって、身体拘束が本当に必要なのか？という職員の気付きから始まった。
- 身体拘束解除に向けて、K様の現状把握をし、その情報を基に本当に身体拘束を解除できるのかを検討。
- 身体拘束を解除することによって、また転倒して、怪我をするのではないかと心配している家族の不安の解消。
- 身体拘束全解除の進め方や介護用具の検討。
- 職員の身体拘束解除に向けての意識の向上（身体拘束をしているから事故は起きないという安心感からの脱却）

〈具体的な取り組み〉

- K様の身体拘束解除への取り組みを始める前に、過去1ヶ月の記録の見直しと起床時から就寝時までの車椅子乗車時の現状把握を12日間行った。
- 現状把握などの調査内容を基に介護職、相談員、介護支援専門員参加のユニット会議において解除に向けての検討、身体拘束解除可能と判断した。
- 身体拘束を解除することに家族は不安を感じていたため、現状の説明を記録を用いて口頭で行った。

- 1度に全ての時間の身体拘束を解除することは、家族や職員にとっても不安でリスクが高いため、拘束解除時間を職員が見守りをしやすい時間から始め、徐々に解除時間を増やすなど4段階に分けて行った。また、家族にもそれぞれの段階で状況を説明し、同意してもらった。

※倫理的配慮に関しては、調査の目的とプライバシーの遵守を依頼時に口頭で約束している。

〈活動の成果と評価〉

- 4段階に分けて徐々に身体拘束解除時間を増やすことにより、安全で確実に解除することができた。
- 時間をかけて取り組み、家族にも安心してもらうことができ、経過を説明することで信頼関係が深まった。
- 拘束解除への取り組みを通して、ひとりの利用者様を重点的に関わり、職員同士の情報共有・話し合う機会が増え、ユニットの雰囲気良くなった。
- 職員の身体拘束解除への意識が向上し、他の利用者も身体拘束は現状必要なのか？という点に気づき、他の方も解除に取り組んでいる。

〈今後の課題〉

- 身体拘束廃止委員会を中心に、今回の解除に向けての取り組みを他のユニットでも、どのように行っていくかの検討
- 身体拘束解除に同意しない家族への対応。

【メモ欄】